

「福島県杉妻地域エネルギーインフラ導入調査事業業務委託」 企画プロポーザル募集要領

1 事業目的

福島県では、平成 24 年（2012 年）3 月に改訂した「福島県再生可能エネルギー推進ビジョン」において、平成 52 年（2040 年）頃を目途に、県内のエネルギー需要量の 100% 以上に相当する量のエネルギーを、再生可能エネルギーで生み出すという目標を設定したと共に、浜通り地方の産業基盤の創出を目指す原動力として再生可能エネルギーを重要な柱に位置付ける「イノベーション・コースト構想」を推進しており、更に、平成 28 年 9 月には、国、県、関連企業などが一丸となってエネルギー分野からの福島復興の後押しを一層強化していくためのプラン「福島新エネ社会構想」を策定した。

同構想では、イノベーション・コースト構想にて掲げられていた 3 本柱である、「再生可能エネルギーの導入拡大」「水素社会実現のモデル構築」及び「スマートコミュニティの構築」それぞれについて、浜通り地域に限らず福島全县において未来の新エネ社会を先取りするモデル創出を目指す旨が盛り込まれており、スマートコミュニティの構築については、全县大への展開を目的として様々な支援策が実施されているところである。

上記状況を踏まえ、県自らが本事業によりスマートコミュニティのモデルケースを創出することで、そのメリットであるエネルギーの効率利用や再生可能エネルギーの導入拡大、CO2 排出量の削減、光熱費の削減、及び防災能力の向上等を達成することはもとより、本事業の効果を県内外へ発信することで、全县大でのスマートコミュニティ構築の促進や、県内再生可能エネルギー導入目標の達成に寄与することを目的とする。

2 事業内容

(1) 対象事業

福島県杉妻地域エネルギーインフラ導入調査事業業務委託

(2) 仕様

別紙「福島県杉妻地域エネルギーインフラ導入調査事業業務委託仕様書」のとおり

(3) 委託業務期間

委託契約の締結の日から、平成 31 年 3 月 29 日（金）までの期間

(4) 委託費の上限

金 15,000,000 円（消費税及び地方消費税込み）

3 プロポーザルに係る事項

(1) プロポーザル参加の要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる①～③の条件を全て満たし、かつ、④～⑥のいずれか一つを満たしている者とする。

なお、条件を満たさない者の企画提案は受け付けない。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当しない者であること。
- ② 募集開始からプロポーザル審査会の日までに、福島県から指名停止を受けていない者であること。
- ③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者にあつては、当該手続開始の決定の後に「会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者の建設工事等入札参加資格の再審査等に関する要領」（平成 14 年 6 月 17 日付け 14 監第 813 号土木部長通知）により資格の再認定を受けた者であること。
- ④ 1 件の総事業費が 3 億円以上のスマートコミュニティ構築事業において、プロジェクト・マネージャー又は主たるエネルギー事業者として受注の実績がある者。
- ⑤ 1 件の総事業費が 3 億円以上のエネルギーサービス事業（エネルギーの効率化を図る事業、又はそれに類する事業）の受注の実績がある者。
- ⑥ 以下のア～ウの条件を全て満たす者。
 - ア 太陽光発電設備（パネル発電容量 500kW 以上）の設置工事又は設計業務の受注実績がある者。
 - イ 木質バイオマスコジェネレーションシステム（100kW 以上）又は都市ガスコジェネレーションシステム（100kW 以上）の設置工事又は設計業務の受注実績がある者。
 - ウ 電力の小売り実績がある者。

（2）実施要領等の入手方法

企画提案書様式等については、福島県企画調整部エネルギー課（以下、「エネルギー課」という。）のホームページからダウンロードして入手すること。なお、エネルギー課の窓口又は郵送等での配付は行わない。

4 質問等の受付

質問については、以下により受け付ける。

（1）受付期限 平成 30 年 6 月 1 日（金）午後 5 時まで（必着）

（2）提出方法

質問書（様式第 3 号）により、エネルギー課宛に電子メールにより提出すること。電子メールの件名は「【質問書】福島県杉妻地域エネルギーインフラ導入調査事業業務委託」とすること。

なお、電話による質問は受け付けない。

（3）回 答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れのあるものを除き、平成 30 年 6 月 4 日（月）午後 5 時までにエネルギー課のホームページに随時公表する。なお、個別での回答は行わない。

5 企画プロポーザル参加資格確認申請書の提出

企画プロポーザルに参加する意思のある者は、次のプロポーザル参加資格確認申請に関する書類を提出し、本プロポーザルに参加する者に必要な資格の確認を受けること。

なお、この提出がない者の企画提案は受け付けない。

- (1) 提出期限 平成 30 年 6 月 5 日 (火) 午後 5 時まで (必着)
- (2) 提出先 エネルギー課
- (3) 提出書類
 - ① 企画プロポーザル参加資格確認申請書 (様式第 1 号)
 - ② 会社概要 (様式第 6 号)
 - ③ 3 (1) ④～⑥のいずれか一つの条件を満たしていることを証する書類の写し
- (4) 提出方法 郵送 (簡易書留)、持参又は電子メール

6 基本情報資料の提供

企画提案書の作成に必要となる各公共施設等の電力消費データ等については、5 の資格の確認を受けたものに限り、次のとおり提供を行う。

- (1) 提供期間 平成 30 年 6 月 5 日 (火) 午後 5 時まで
- (2) 申請先 エネルギー課
- (3) 提出書類
 - ① 企画プロポーザル参加資格確認通知書 (様式第 2 号) の写し
 - ② 守秘義務誓約書 (様式第 4 号)
- (4) 提供方法

事前に電話予約で受け付けた時間帯に、事務局にて CD-R を配布する。

※ 交付資料は、本業務の技術提案書等の作成のみに使用することとし、目的外の使用は行わないこと。配付された CD-R は情報漏洩のないように適正に廃棄すること。

7 企画提案書の提出

企画プロポーザルに参加する意思のある者は、次の企画提案に関する書類を提出期限迄に提出すること。

- (1) 提出期限 平成 30 年 6 月 12 日 (火) 午後 5 時まで (必着)
- (2) 提出先 エネルギー課
- (3) 提出書類
 - ① 企画プロポーザル参加資格確認通知書 (様式第 2 号) の写し
 - ② 企画提案書及び工程表 (様式任意。但し、日本工業規格 A4 版とする)
 - ③ 事業経費積算書 (様式任意。但し、日本工業規格 A4 版とする)
 - ④ その他企画提案を説明するのに必要な書類
 - ⑤ 業務実施体制書 (様式第 5 号)
 - ⑥ 会社概要 (様式第 6 号) と、直近 2 年分の決算書又は事業報告書 (収支状況が分かるもの)

- ⑦ 定款又は寄付行為の写し（法人格を有しない場合は、団体規約の写し等運営規約に相当するもの）
 - ⑧ 法人登記簿の写し（申請受付日の3ヶ月以内のもの）
※法人格を有しない場合は、名称、所在地、資産の総額、代表者の氏名及び住所を記載した書類。
 - ⑨ 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（様式第7号）
- (4) 提出部数
②～⑥…6部（正本1部、副本5部）、①及び⑦～⑨…1部（正本1部）
- (5) 提出方法
郵送（簡易書留）又は持参

8 企画提案書の内容

企画提案書には別紙「福島県杉妻地域エネルギーインフラ導入調査事業業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）に基づき、次の事項に注意して作成すること。

- (1) 本仕様書中、委託内容に記載している各業務が、円滑に着実に遂行できる具体的な提案を行うこと。
- (2) 仕様書に記載されている各業務の実施方法について具体的に提案すること。また、各業務をどのように連携して実施するかについて具体的に提案すること。

9 企画提案書等の提出に際しての留意事項

- (1) 失格又は無効
次の各号の一に該当する場合は、失格又は無効となる場合がある。
 - ① 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合。
 - ② 提出書類に虚偽の内容が記載されていた場合。
 - ③ 提出書類に不備があった場合。
 - ④ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合。
 - ⑤ 参加表明書の提出から当該業務の契約締結日までの期間内に、提案者（役員等）が刑法に定める容疑により逮捕又は起訴された場合。
 - ⑥ 本募集要領に違反すると認められる場合。
 - ⑦ その他、県が予め指示した事項に違反した場合。
- (2) 複数企画提案の禁止
プロポーザル参加者は、複数の企画提案書の提出を行うことはできない。
- (3) 辞退
提出書類を提出した後に辞退する場合には、辞退届（任意様式）を提出すること。
- (4) 費用負担
プロポーザルに要する経費等は、全て参加者の負担とする。

(5) その他

- ① 参加者は、企画プロポーザル参加資格確認申請書（様式第 1 号）の提出をもって、本募集要領の記載内容を承諾したものとみなす。
- ② 提案の実現可能性を検討するため、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがある。
- ③ 提出された企画提案書等は返却しない。
- ④ 提出された企画提案書等は、福島県情報公開条例（平成 12 年条例第 5 号）に基づく情報公開請求の対象となる場合がある。

10 審査に関する事項

(1) 審査方法

企画プロポーザルによる各社からの提案を受け、県はこれを総合的に評価し、契約候補者（単独随意契約候補者）を選定する。

(2) 審査会（プレゼンテーション）

企画提案書及び企画提案者からのプレゼンテーション形式により審査を行う。

本審査で選定された者を契約候補者とし、契約締結の手続きを行う。

なお、企画提案書が 4 者以上から提出された場合には、企画提案書を基に書面審査（1 次審査）を実施し、審査会（プレゼンテーション）を実施する上位 3 者を予め選考することとする。

① 開催日時及び会場

平成 30 年 6 月 14 日（木）※時間は別途通知

福島県庁西庁舎 12 階 仮設会議室

※企画提案者が審査会場に入室できる人数は 3 名までとする。

② 審査所要時間

説明時間 20 分以内、及び質疑応答 10 分以内の計 30 分以内とする。

③ 審査基準

下記の項目に基づいて審査・採点を行い、総合点数が最も高い提案者を選定する。

ただし、最高点が一定の基準に達しない場合等、いずれの提案者も選定しない場合がある。

④ 通知等

ア 審査の結果はプロポーザル参加者全員に通知する。

イ 選定されなかった者は、その通知が到達した日から起算して 10 日（土日祝日を除く）以内に、書面により選定されなかった理由についての説明を求めることができる。また、その回答は書面到達日から起算して 10 日以内に行う。

なお、当該説明請求に対する回答の内容は「請求者及び最優秀者の企業名及び審査時の総得点」を公表するものとする。

【審査基準】

評価項目		審査の視点	配点
1. 本事業を期間内に確実に遂行できる、体制・実績を持っているか。			(10)
①	体制・計画	・業務を期間内に実施する上で十分な体制（有資格者（エネルギー管理士等）、類似業務経験者の配置等）、及び計画であるか	5
②	実績	・スマートコミュニティ事業、又は類似業務の事業可能性調査、又は基本計画策定等に関する実績	5
2. 各発電設備の特性を十分に理解し、本事業候補地の特性に応じた実現可能性の高いシステム構成の提案となっているか。また、個別の類似システムについて実績は豊富か。			(15)
③	太陽光	・自家消費型 ・市街地設置型（駐車場屋根型）	5
④	CGS	・熱電併給型 ・燃料調達における、価格・供給安定性等の確保	5
⑤	EMS (自営線・熱導管)	・EMSを中心とした、建物間の効率的な電力・熱融通 ・市街地、埋蔵文化財包蔵地での環境配慮	5
3. 経済性があり、実現可能性の高い効果的な事業スキーム構築のための、複数モデルによる検討が可能な提案となっているか。			(20)
⑥	経済性	・事業採算性を確保するための工夫 ・効率的な設備運営、管理の手法。左記に関わる類似事業の実績	5
⑦	県内への 経済効果	・県内での経済循環構造の確立のための工夫 ・燃料調達、資金調達、運営管理面等での工夫	5
⑧	事業スキーム	・県の財政負担（イニシャル・ランニング両面）を軽減する工夫 ・設備導入を前提とした事業スキームの検討	5
⑨	事業効果	・CO2排出量の削減、エネルギーの高効率化の正確な測定 ・施設光熱費削減のための工夫	5
4. 見積額			(5)
⑩	見積額	・最高点5点－{(見積額－最低見積額)/1,000,000}×1点	5
合計点			(50)

【評価方法】

審査項目毎に評価点を付す。

【評価点】

点数	評価
5	優れている
4	やや優れている
3	普通
2	やや劣る
1	劣る

※ ⑩見積額のみ、小数第2位以下の切り捨てでの評価点とする。

【評価点の算出式】

評価する審査員の評価点の合計点数

11 契約の締結等

(1) 仕様書の協議等

選定した契約候補者と県が協議し、委託契約に係る仕様を確定した上で契約を締結する。仕様書の内容は契約候補者が提案した内容を基本とするが、提案内容のとおり反映されない場合がある。

(2) 契約金額の決定

契約金額は協議結果に基づき仕様書を作成し、これに基づき改めて見積書を徴取し決定する。

なお、見積金額は上限価格を超えないものとする。

(3) 留意事項

本事業は総務省の平成30年度「分散型エネルギーインフラプロジェクト（マスタープラン策定事業）」の活用を前提としており、当該事業の採択を得られなかった場合は、契約候補者との手続きの一切を中止する可能性があることに留意すること。

(4) その他

契約候補者と県との間で行う協議が整わない場合、又は契約候補者が契約を辞退した場合は、審査結果において総合評価が次点であった応募者と協議する。

12 スケジュール

項目	日程
質問受付期限	平成 30 年 6 月 1 日 (金) 午後 5 時まで
質問回答	平成 30 年 6 月 4 日 (月) 午後 5 時まで
企画プロポーザル参加資格確認申請書提出期限	平成 30 年 6 月 5 日 (火) 午後 5 時まで
基本情報の提供期間	平成 30 年 6 月 5 日 (火) 午後 5 時まで
企画提案書提出期限	平成 30 年 6 月 12 日 (火) 午後 5 時まで
審査会 (プレゼンテーション)	平成 30 年 6 月 14 日 (木) ※時間は別途通知
審査結果の通知	平成 30 年 6 月 15 日 (金) 以降

13 問い合わせ先及び各種書類の提出先

福島県企画調整部エネルギー課

郵便番号 960-8670

住 所 福島県福島市杉妻町 2 番 16 号 (本庁舎 5 階)
エネルギー課 (担当: 青海)

メールアドレス energy@pref.fukushima.lg.jp

ホームページ <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/11025c/>